

「エネルギー構造高度化に向けた廃棄物系バイオマスにおける熱利用の
地域循環可能性調査事業」公募型プロポーザル実施要領

上記の公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 事業概要

- (1) 事業名 エネルギー構造高度化に向けた廃棄物系バイオマスにおける熱利用の地域循環可能性調査事業
- (2) 業務場所 ニセコ町全域ほか実証において必要とする地域
- (3) 対象業務 別添の「ニセコ町(1) エネルギー構造高度化に向けた廃棄物系バイオマスにおける熱利用の地域循環可能性調査事業」仕様書（以下、仕様書という。）を参照のこと。
- (4) 業務委託料上限額
51,824,000円（消費税及び地方消費税含む）
※業務の進捗・検討に応じた簡易実証実施内容等の状況により、双方協議のうえ、業務内訳や契約金額が変更となる場合があります

2. 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

事業者を広く公募することにより、公平性を担保しながら優れた企画・提案事業者を選定することが可能となるため。なお、本公募においては参加表明書と同時に企画提案書の提出を求めることとする。

3. プロポーザルに係る日程

- (1) 告示日 令和8年（2026年）7月1日（水）
- (2) 質問の締め切り 令和8年（2026年）7月8日（水）まで
- (3) 質問の回答期限 令和8年（2026年）7月15日（水）まで
- (4) 申込受付期限 令和8年（2026年）7月22日（水）正午まで
- (5) プレゼンテーション 令和8年（2026年）7月31日（金）午後予定
- (6) 結果通知予定日 令和8年（2026年）8月上旬

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。なお、一部業務の再発注については、委託者の了解を得た上で認めるものとする。

- (1) 北海道内に本社・支店・営業所のいずれかを有しており、必要に応じて訪問対応が可能な法人であること。

- (2) 北海道及び北海道内自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (9) 過去 5 年において、自治体又は北海道内において同等の事業実績があるもの。

5. 提出書類

- (1) 参加表明書（様式 1-1） : 1 部
- (2) 企画提案書（様式自由） : 1 部 ※実施体制図、担当予定者情報も含めること
- (3) 見積書（様式自由） : 1 部
- (4) 類似契約実績書（様式自由） : 1 部

※質問については任意様式（メール本文記載も可）とする。3（2）の期日までに7の提出先に電子メールで送付すること

6. 提出書類作成にあたっての留意事項

企画提案書の様式は自由とするが、明瞭および簡潔に記述すること。
見積書の様式は自由とするが、積算の根拠が明瞭となるよう内訳を記述すること。

7. 提出方法

電子メールにてニセコ町役場企画環境課政策調整室（seisaku@town.niseko.lg.jp）に送付のこと。

8. 提出期限 令和 8 年（2026 年）7 月 22 日（水）正午まで

9. 契約期間 契約締結日～令和 9 年（2027 年）3 月 19 日（金）

10. 受託者の決定方法

- (1) 委員会の設置

受託者を選定する委員会を副町長、企画環境課長、町民生活課長、農政課長、都市建設課長、上下水道課長、その他、専門的知識を有する識者により構成する。

(2) 審査方法

上記、委員会において企画提案内容および提示された見積価格等を総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。選考にあたっては、提出書類等を審査するとともに、対象業務に対する提案者の意欲、技術力、理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリング（聞き取り）、プレゼンテーション（説明）等を実施することができるものとする。ただし、プレゼンテーション等の実施を必要でないと委員会が認めたときは、実施をしないことができる。

(3) 評価基準 以下を基準とする。

基準	審査項目	内容
提案内容	推進体制・事業実績	本業務を推進するにあたって、必要な知見と実績を有しているか。一部業務の委託をする場合は委託先も含む。
	地域理解	ニセコ町の自然的、社会的地域特性及び廃棄物処理/資源循環に係る町内環境（収集運搬・施設運営管理体制も含む）を理解した上で適切な提案がなされているか
	業務理解・実施内容	実施方針、提案内容の的確性、具体性 特に実証方法の内容と成果物として提出される設計内容や項目について具体的に記載すること 許認可等が必要となる場合の対応方針
	関係法令・技術基準、許認可等への対応	廃棄物に係る関係法令・処理施設基準等に精通し、国等との協議調整の実績を有しているか 実証実験等において必要とする各所への届出・許認可などの対応について知見を有しているか
	事業実施基準の妥当性	実施内容や工程、冬期の積雪状況を加味し、適切なスケジュールが提案されているか
	調査結果のとりまとめ	想定する報告書やレポートのレイアウト等、わかりやすく整理される提案がなされているか
価格	見積り金額の妥当性	見積り額の妥当性・適否を評価

(4) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

企画提案書等の提出後、資格要件を確認し、事業者ごとにヒアリング（プレゼンテーション）を実施する（30分程度）。日時・場所については別途通知する。

(5) 審査結果の通知

ヒアリング終了後、選定委員会で決定した結果を提案者全員に速やかに通知する。

(6) 優先交渉権の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

11. その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。但し、契約を締結した事業者の企画提案書については、特殊な知見・技術などの秘匿性・機密性の高いものを除き、当該事業者の了解を得て、公開する。
- (3) 参加申込・提出書類は返却しない。
- (4) 参加申込・提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

12. 所管課

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見5 5 番地

ニセコ町役場 企画環境課政策調整室

電話：0136-56-8837